

特記仕様書

委託業務名 令和8年度森林境界推測図作成業務
業務場所 大津市葛川坂下町ほか（別添「業務箇所位置図」のとおり）

第1条（適用範囲）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書(令和2年10月)、滋賀県土木交通部）」（以下「共通仕様書」という。）に準拠する。

ただし、本特記仕様書と「共通仕様書」が、重複する事項で内容が一致しないときは、本特記仕様書または、監督職員の承認・指示が優先する。

第2条（業務の目的）

本業務は、森林の経営管理の円滑な推進に資するため、森林の境界及び森林所有者を確認するための基礎資料として森林境界推測図を作成することを目的とする。

なお、本仕様書における「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

第3条（業務概要）

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- 1 計画準備
- 2 資料収集整理及び法務局データ変換・構造化
- 3 森林境界筆界素図データ作成
- 4 地番等関連情報入力
- 5 課税台帳情報との突合
- 6 現地精通者との調整
- 7 森林境界推測図作成
 - ・ 区域：大津市葛川坂下町ほか 面積：989ha
 - （森林所有者等：350名程度）
- 8 報告会開催支援
- 9 成果品とりまとめ
- 10 打合せ協議

第4条（履行期間）

履行期間は、契約締結日から令和9年3月12日までとする。

第5条（業務実績）

受注者は、過去5年以内に、国又は地方公共団体との間で、本業務と同種の森林境界明確化支援業務（合成公図・航空レーザ解析成果等を用いた森林境界推測図の作成、森林所有者への説明会開催支援等）に係る契約を締結し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有するものとする。

第6条（配置技術者）

受注者は、本業務を実施するにあたり空間データの統合整備について十分な技量及び経験を有する者を配置するものとする。主任技術者、担当技術者、照査技術者は、個別に配置するものとし、兼務をさせてはならない。なお、業務経験、資格等が分かる書類を契約締結後速やかに本市に提出する

こと。

1 主任技術者

同種業務の業務実績を有し、かつ測量士の有資格者

2 担当技術者

測量士又は測量士補の有資格者

3 照査技術者

同種業務の業務実績を有し、かつ公益社団法人日本測量協会による空間情報総括管理技術者の有資格者、又は公益社団法人日本測量調査技術協会による地理情報標準認定資格上級技術者の有資格者

第7条（その他の特記事項）

1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議の上、決定するものとする。

2 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

3 次の表の左欄に掲げる共通仕様書の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第101条第1項	滋賀県土木交通部	大津市
第102条第1項	滋賀県知事	大津市長
第102条第3項	職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、委託業務監督・検査要領第5に規定する	職務を行う者で、
第102条第4項	契約書第30条第2項	契約書第2条第2項
第102条第5項	契約書第9条の2第1項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第102条第9項	「土木設計業務等委託契約書」	「委託契約書」
第105条第1項	滋賀県の定める公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準	大津市の定める公共測量作業規程
第108条第3項	契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項	監督職員の権限は、土木設計業務等委託必携（滋賀県土木交通部）土木設計業務等委託契約書第8条第2項
第116条第1項	契約書第13条に定める地元関係者	地元関係者
第117条第1項	契約書第14条の定めに従って、監督職員	監督職員
第118条第1項	業務完了報告書	完了届
第118条第3・1項	滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）	大津市電子納品運用ガイドライン
第118条第3・1項	で正、副の2部提出する	について協議により提出部数を決定する
第120条第1項	契約書第30条第1項	契約書第2条第1項
第121条第4項	契約書第30条第2項に基づき検査	検査
第124条第3項	契約書第21条の規定に基づき、	その責めに帰すことができない事由により
第125条第1項	契約書第19条第1項の規定により、次の各号	次の各号
第128条第1項	契約書第32条の規定に基づき、受注者に	受注者に
第129条第1項	契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを	受注者は、契約書第7条に規定する承諾の有無にかかわらず、次の各号に掲げるものを
第129条第4項	滋賀県	大津市
第130条第1項	受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い	受注者は
第131条第1項	契約書第1条第5項	契約書第10条
第135条	契約書第11条の規定に基づき	設計図書に定めるところにより

4 共通仕様書第111条第3・1項、第123条第1項第4号、第124条第4項、第126条及び第127条の規定は適用しない。

第106条 業務の実施

作業の細目は次のとおりとする。

1. (計画準備)

①本業務を実施するに当たり、業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。なお、業務計画書に記載する内容は、次のとおりとする。

ア業務概要

イ実施方針

ウ業務工程

エ業務組織計画

オ打合せ計画

カ使用する主な図書及び基準

キ使用機材

ク成果品の内容、部数

ケその他

②業務の実施中に、作業要領などが変更となった場合には、業務計画書を適宜修正するとともに、発注者の承認を得るものとする。

③受注者は、各種データを取り扱うための作業用ツールまたは、作業用地図情報システム(以下「GIS」という。)を準備するものとする。

2. (資料収集整理及び法務局データ変換・構造化)

本業務に必要な資料として、発注者は受注者に後述する貸与資料を貸与するほか、受注者が必要に応じて収集し、整理するものとする。

収集した資料について、必要に応じてデータ形式の変換作業を行うものとする。紙ベースの公図等についてはスキャニングを含むものとする。また、収集した資料は、必要に応じて適宜複製を作成しても良いものとするが、発注者の承認を得るものとする。

後述する貸与資料以外で、業務を実施する上でほかにも必要となる資料が生じた場合には、発注者と受注者の双方で協議を実施し、適宜収集・整理するものとする。

3. (森林境界筆界素図データ作成)

受注者は、2. において収集・変換したデータについて、字切図等の隣接公図間の配置状況が確認できる資料をもとに、各ファイルについて字毎に仮配置を行うものとする。

仮配置された地図データの背景には、森林基本図や航空写真等をレイヤにセットして作業環境の構築を行うものとする。

4. (地番等関連情報入力)

受注者は、3. で作成した森林境界筆界素図データへ地番等関連情報を関連づけるものとする。

筆界未定地については、登記データより地番を抽出するものとし、森林境界筆界素図の該当箇所にデータ調整するものとする。なお、配置できない地番について、不明リストを作成する。不明リストには、不明事由等を記載するものとする。地番が公図にあり、登記簿にない場合においても、不明リストを作成する。

5. (課税台帳情報との突合)

受注者は、発注者から提供される登記簿(若しくはこれに代わるデータ)等を基に、土地課税台帳情報と突合処理して、不突合箇所の抽出を行うこととする。

不一致があった場合は、不一致地番リストとして整理することとする。

6. (現地精通者との調整)

受注者は、森林境界推測図を作成するために、地域の境界に関する慣習や現地の状況等に明るい現地精通者から境界となっている明確な地形・地物がある地点や現地に存在する杭の位置等の情報提供を得るものとする。

現地精通者は、発注者が候補者を示すものとする。

受注者は、現地精通者に対し、当該業務の概要を説明し、現況の確認・現地調査等の協力を要請するものとする。

7. (森林境界推測図作成)

受注者は、空中写真(過去から現在等)や微地形表現図等の地形・林相界情報を用いて、森林境界を推測し、森林境界推測図を作成するものとする。

森林境界推測図の作成にあたっては、2. において収集・整理した地積測量図等や森林境界明確化が完了している箇所(測量が終了している箇所)について、既存境界の調査結果を筆界に反映するものとする。なお、反映にあたっては、実施区域の外周から、測量精度の高い境界情報を優先して行う。最終的に筆界を推定できなかった筆は、発注者と協議の上、対応するものとする。

8. (報告会開催支援)

受注者は、作成した森林境界推測図を基に、森林所有者を対象とした報告会を開催するものとする。

受注者は、発注者と協議の上、報告会を開催する案内状の事前送付作業、報告会で使用する資料並びに資機材の準備等を行うものとする。なお、案内状には森林所有者自身が所有している範囲の森林境界推測図について、大津市産業観光部農林水産課窓口で確認・閲覧できる内容を記載することとする。

報告会では、当該業務の概要及び森林境界推測図並びに各種リモートセンシングデータの概要について説明するとともに、森林境界推測図の作成範囲と境界の作成方法及び所有者の状況などを説明するものとする。

報告会の受付簿及び議事録は、受注者が取りまとめ、発注者へ内容確認を行った上、提出するものとする。

9. (成果品とりまとめ)

受注者は、本業務で整備する各種データ等を納品用の成果データとして、整理及びとりまとめするものとする。

作成した森林境界推測図の属性情報を整理し、データファイル(shape形式及びPDF形式)を作成するものとする。

第112条 打合せ等

業務における打合せは業務着手時、中間打合せ時(2回)、成果とりまとめの段階時を基本とし、必要に応じ随時行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、主要な打ち合わせには、原則として主任技術者が出席するものとする。

第114条 資料等の貸与及び返却

本業務の実施にあたり、発注者は受注者に各号に掲げる資料を貸与するものとするが、受注者は貸与資料の取扱いについては十分に注意し、汚損、破損の無いように慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については発注者の許可無くして複製してはならず、本業務以外での使用を禁止する。媒体で貸与された資料について、業務完了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

貸与資料は以下のとおりとする。

- ①法務局地図データ(XML形式・和紙公図・地積測量図等)
- ②法務局登記データ(CSV形式)
- ③森林簿データ(CSV形式)
- ④旧森林計画図データ(Tif形式)
- ⑤森林計画区域データ(Shape形式)
- ⑥森林基本図ラスターデータ(Tif形式)
- ⑦航空写真画像データ(Tif形式またはBMP形式)
- ⑧航空レーザ地形解析成果(微地形表現図等)(Tif形式)
- ⑨航空レーザ森林資源解析成果(林相区分データ・資源情報データ等)(Tif形式またはShape形式)
- ⑩境界明確化事業成果(Shape形式または紙データ)
- ⑪過年度合成公図データ(Shape形式)
- ⑫過年度森林境界明確化支援業務成果
- ⑬その他資料(森林所有者から提供された森林境界資料、古地図、造林公社所有図面等)
- ⑭その他本業務に必要な資料

第118条 成果物の提出

本業務の成果品については、電子データ、書類によって提出し、本市の承認後、期限内に納品すること。また、成果品の著作権・所有権は、受託者及び第三者が保有する著作権・所有権を除き、全て本市に帰属とし、本市の許可なく外部に貸与、使用または公表してはならない。

成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|------|
| ① 森林境界推測図出力図 | 1部 |
| ② 森林境界推測図データ(shape 形式及び PDF 形式) | 1式 |
| ③ 所有者リスト・共有者リスト(Excel 形式) | 1式 |
| ④ 不明リスト | 1式 |
| ⑤ 不一致地番リスト | 1式 |
| ⑥ 報告会議事録・受付簿 | 1式 |
| ⑦ 打合せ記録簿 | 1式 |
| ⑧ 上記①～⑦のデータ(DVD-ROM又はCD-ROM) | 1セット |
| ⑨ その他、本市が指示した成果品 | 1式 |

製本サイズはA-4を基本とする。(市販のチューブファイル綴じ)

表紙には、業務番号・業務名・作成年月日・発注者・受注者名を記載すること。

提出先大津市役所産業観光部農林水産課

第119条 関係法令及び条例の遵守

本業務は、本特記仕様書並びに契約書によるほか、次に挙げる関係法規を準用しなければならない。

- ① 森林法(昭和26年法律第249号)
- ② 森林経営管理法(平成30年法律第35号)
- ③ 測量法(昭和24年法律第188号)
- ④ 航空法(昭和27年法律第231号)
- ⑤ 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- ⑥ 大津市公共測量作業規程
- ⑦ 公共測量「作業規程の準則」
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

- ⑨ 大津市個人情報保護条例
- ⑩ 大津市個人情報保護条例施行規則
- ⑪ 著作権法(昭和45年法律第48号)
- ⑫ 地籍調査作業規程準則
- ⑬ リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル
(平成30年5月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- ⑭ リモートセンシングデータを活用した基本調査における集会所等での説明会実施の手引
(令和元年12月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- ⑮ 航測法を用いた地籍調査の手引
(令和4年4月19日国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官事務連絡)
- ⑯ 航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル(令和7年4月)
- ⑰ 大津市財務規則
- ⑱ その他関係法令及び条例並びに規則等

第128条 部分使用

本業務の成果品は、納品後に大津市の運用する大津市地図情報システム(統合型GIS)の森林カスタムフォームでの閲覧等を行うため、最終成果品の提出に先立ち発注者の求めに応じて一部データについて、その運用確認のための部分使用について同意するものとする。

第132条 個人情報の取扱い

受注者は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また個人情報に関する貸与資料について「大津市個人情報保護条例」を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

受注者は、本業務の実施にあたっては、下記の認証取得の環境下において業務遂行し、情報の保護に努めなければならない。業務着手前に認証を証明する資料を発注者に提出するものとする。

- ① ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)
- ② JISQ15001(プライバシーマーク)

第138条 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

通報書は、別記様式第1号を用いるものとする。

不当介入 **〔 不当要求
業務妨害 〕** 事案通報書

滋賀県 警察署長様
大津市長様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受 注 者	所在地	(本社)	電話 () — FAX () —
		(現場事務所)	電話 () — FAX () —
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者 等	(通報者の職・氏名) 電話 () —	
		(対応者) 電話 () —	
		所属会社名	
氏名			
役職			
不当介入の 行為者	住所	電話 () — FAX () —	
	所属		
	役職		
	氏名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	(元請・下請) (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () — FAX () —
工事件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有・無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課
	(通報日時) 令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。
2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受注者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
4 ※の欄は、警察署において記入すること。

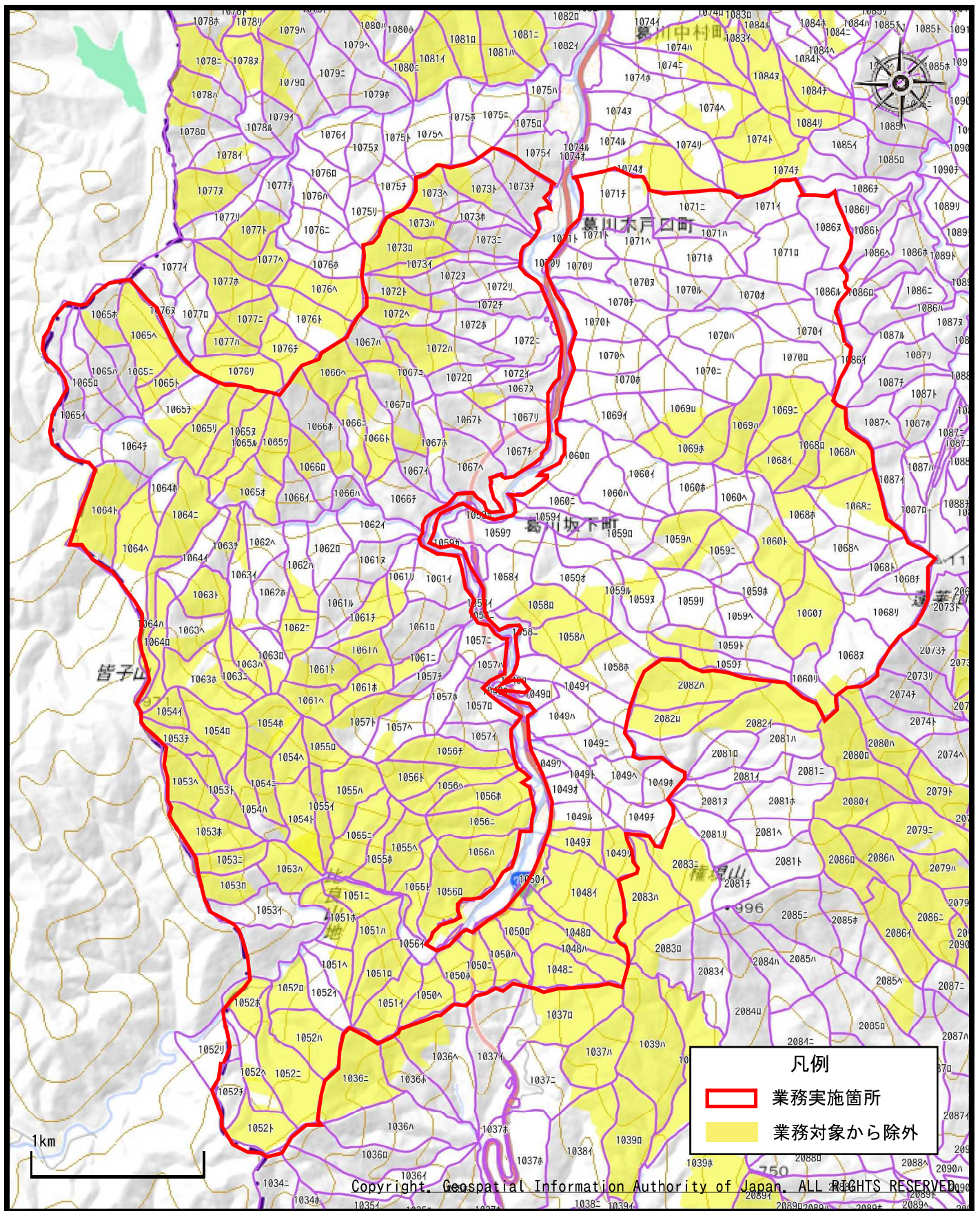
業務箇所位置図



1 / 100,000

注釈：

業務実施箇所詳細図



1 / 30,000

注釈：